

4. トラブルとその対応事例

4-1. 発生が想定される軽微なトラブル事例

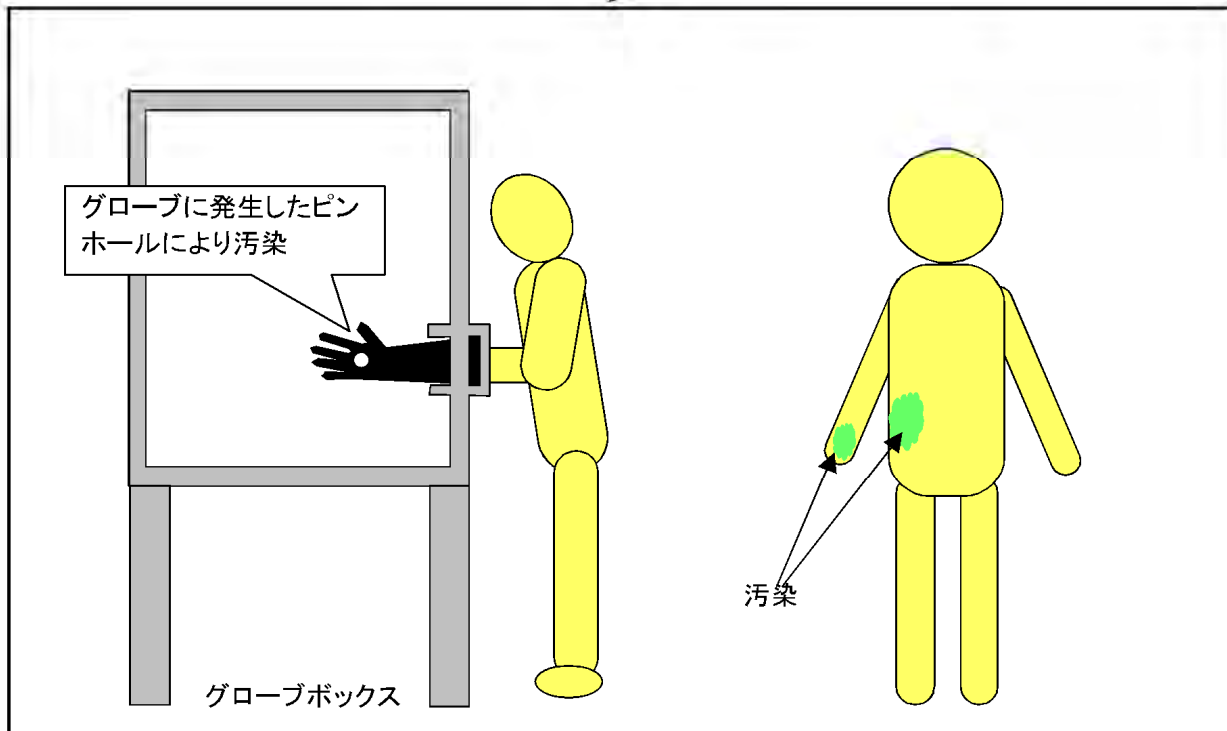
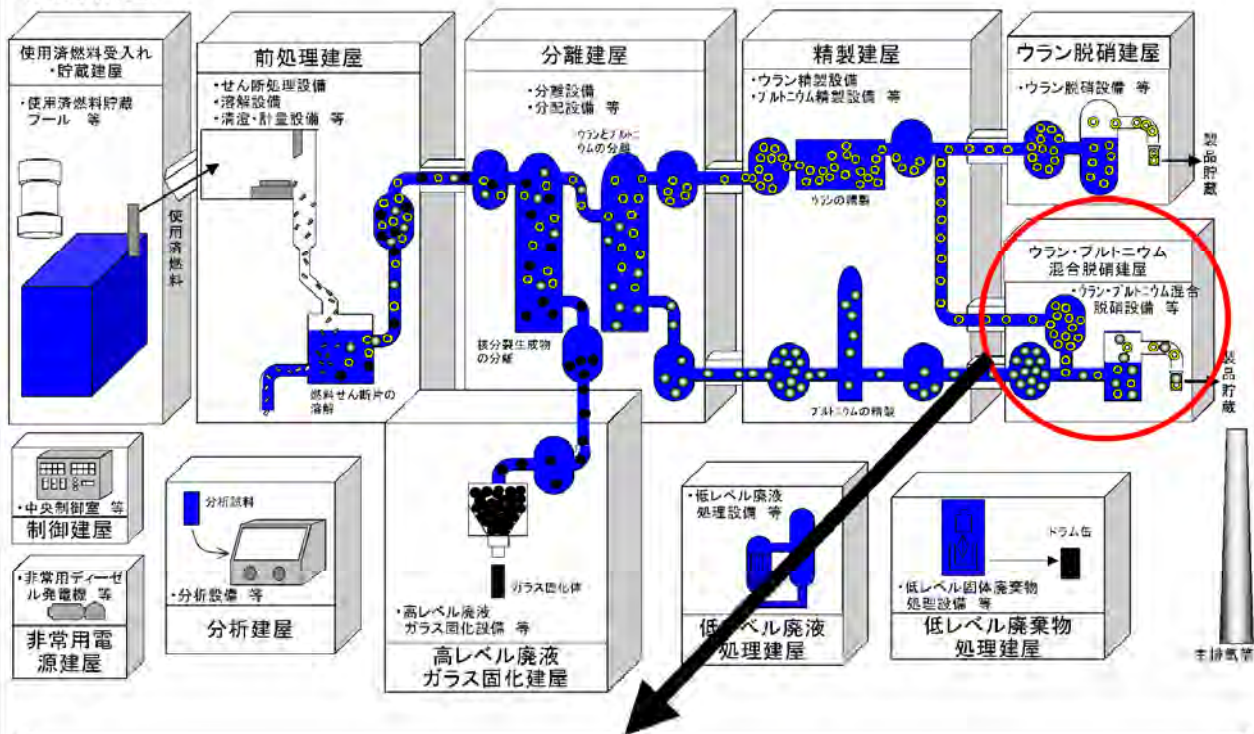
事象分類別 (f. 汚染)

6-09. グローブボックスで混合酸化物粉末取り扱い作業時における手の汚染

事象の概要													
(1)発生場所：機器	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋：グローブボックス												
(2)設備の概要	密閉した箱の中でゴム製の手袋を介して放射性物質を取り扱うための機器。												
(3)発生の状況	グローブボックスでの作業中												
(4)概要	グローブボックスでの作業中、グローブにピンホールが発生し、作業員が装着していたゴム手袋および作業衣が汚染。この際、作業員の手が汚染（汚染部の表面密度 α :0.4Bq/cm ² , β :4Bq/cm ² 以上）したが、除染措置により確実に除染を実施し、表面密度限度の1/10以下まで除染できた（ α :0.4Bq/cm ² , β :4Bq/cm ² 以下） ＊他の建屋も含め同種の作業においても、同様な汚染の発生が予想される。												
(5)原因	通常のグローブボックスの使用における偶発的なピンホール等の発生。												
事象による影響													
(1)工場外への影響	工場外への影響は生じない。 放射性物質を除去するフィルタ等を有するウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備が稼働している室内での事象であり、また、サーバイメータ等での汚染検出時には除染を行うため、放射性物質放出等の工場外への影響は生じない。												
(2)安全性への影響	安全上の問題は生じない。 ゴム手袋・作業衣および手の汚染であること、サーバイメータ等での汚染検出時には除染を行うこと、グローブボックス内は負圧に維持されていることから、これ以上事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。												
(3)作業員への影響	作業員への影響は生じない。 作業員については、直ちに手の汚染を除去するとともに、内部被ばくがないことを確認することによって、作業員の安全を確保するため、作業員への影響は生じない。												
(4)他工程への影響	他工程への影響は生じない。 汚染の起因となったグローブの交換を行うのに時間を要する場合は、当該機器の運転が影響を受けるが、他工程への影響は生じない。												
対応の概要	1.破損したグローブの取り付け部にキャップをし、汚染の拡大を防止する。 2.手の汚染を除去するとともに、ウラン・プルトニウム（混合酸化物粉末）の体内への取り込みがないことを確認する。 3.作業エリアに汚染がないことを確認する。 4.当該グローブを交換する。 5.当該グローブを交換後、グローブの健全性を確認して、グローブボックスでの作業を再開する。												
公表区分	翌平日に公表（ホームページへ掲載）												
連絡区分*	<table><tr><th colspan="3">トラブル情報</th><th colspan="3">運転情報</th></tr><tr><td>A 情報</td><td>B 情報</td><td>C 情報</td><td>ごく軽度な機器故障</td><td>清掃・調整等で復旧可能な機器停止等</td><td>不適合等</td></tr></table>	トラブル情報			運転情報			A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等
トラブル情報			運転情報										
A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等								

*：『A情報』：安全協定報告事象等、または、それに準ずる事象、『B情報』：事象の進展または状況の変化によっては、安全協定報告対象になるおそれのある事象等、『C情報』：A、B情報に該当しない軽度な不具合、汚染等、特に連絡を要する事象

事象概要



復旧方法

当該作業員の被ばく評価を行うとともに、必要に応じて医療措置及び身体並びに作業区域を除染、また、グローブを交換して復旧

トラブル等に伴う設備への影響範囲

当該機器を停止して復旧

